

議案第3号

新居浜市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市特別会計条例の一部を改正する条例

新居浜市特別会計条例（昭和39年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第1条第2号に規定する新居浜市住宅新築資金等貸付事業特別会計（以下「旧特別会計」という。）の令和2年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際旧特別会計に属する権利及び義務は、新居浜市一般会計に属するものとする。

提案理由

新居浜市住宅新築資金等貸付事業について、貸付金及び借入金の償還期間が満了することに伴い、新居浜市住宅新築資金等貸付事業特別会計を廃止するため、本案を提出する。